

最近の安全規制と規制の現状

松本武彦

原子力規制委員会・原子力規制庁

1. 最近の事故・トラブル事例

放射線障害防止法の規制に関しては、法令に基づく事故報告があるほか、管理下にならない放射性同位元素の発見などの法令報告以外の報告がある。原子力規制委員会としては、引き続き厳正な規制を行っている。管理下にならない放射性同位元素の報告については、放射線測定器の普及や放射線に対する国民の関心の高まりなどによって増加する傾向にある。法令に基づく事故報告については、紛失・誤廃棄と汚染・漏えいが発生する傾向に変化は見られない。ただし、最近の事例としては、J-PARCの管理区域外漏えい、学生による非密封放射性同位元素の管理区域外の安易な持ち出し（漏えい）、非密封施設における汚染の状況の未実施による漏えいのように、安全文化の欠如と言わざるを得ない事象が立て続けに報告された。

2. 立入検査の実施状況等

これまで国は、放射線障害防止法に基づく立入検査を実施し、法令遵守を確認するとともに、必要に応じて違反に対する是正を求めてきた。原子力規制委員会としては、年度当初に、年度の検査方針、年間実施件数及び重点確認事項について記載した年間計画を定め、計画的な立入検査を実施することとし、その結果を四半期毎にとりまとめてホームページにおいて公表している。今年度は、昨年度に引き続き法令報告の事象を踏まえ、排水設備を有する場合に排水の記録、施設点検状況を重点的に確認している。

3. 安全文化の醸成に向けて

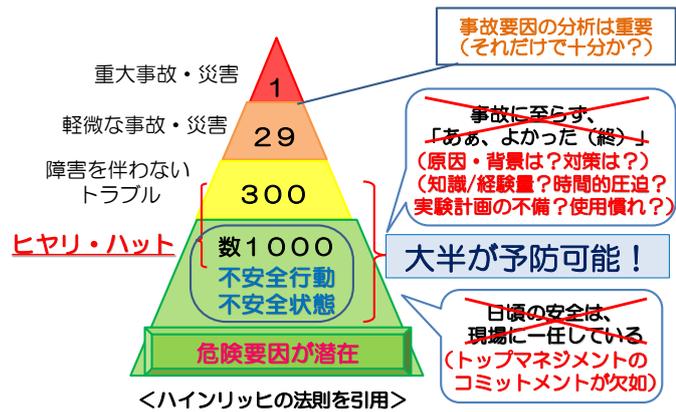
原子力分野における「安全文化」の概念は、旧ソ連のチェルノブイリ原子力発電所事故がきっかけで生まれた。事故後、国際原子力機関（IAEA）の国際原子力安全諮問グループ（INSAG）が事故に関してとりまとめた「チェルノブイリ事故の事故後検討会議の概要報告書」（INSAG-1、1986）において「安全文化」の概念が取り上げられ、その後国際的な場で広く議論されるようになった。

原子力利用においては、安全確保がその前提とならなければならない。そのためには原子力利用に携わるすべての組織において、安全最優先の価値観が全体として共有され、その価値観に基づいて日々の業務が実行される「安全文化」が堅持されていなければならない。安全文化の醸成は、原子力施設の安全確保のために極めて重要なものであり、事業者はもちろんのこと、規制当局も含め、原子力利用に携わるすべての組織が、あら

ゆるレベルで一体となって取り組む必要がある。

我が国においては、JCO 臨界事故や東京電力不正問題等の反省を踏まえ、原子力施設における安全文化の醸成について議論が行われており、核原料物質、核燃料物質及び原子炉を規制する原子炉等規制法においては、安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することを定めることが義務付けられるなど、安全文化の醸成に対して具体的な活動が行われている。

図は労働災害における経験則の一つであるハインリッヒの法則を引用し、安全管理における留意点の一例を記したものである。この法則は、1つの重大事故の背後には29の軽微な事故があり、その背景にはもっと多くのヒヤリ・ハット等が存在するという経験則である。



ヒヤリ・ハットと思われる事象が発生した場合には、事故に至らず「ああ、よかった」で終わらせてはならない。一人で抱え込まず管理者にしっかり報告することやヒヤリ・ハットを同僚・管理者と共有し原因を皆で考え対策を講ずること等意思疎通を目指した忌憚のない「コミュニケーション」を図ること、「これはおかしい」という危険認知の感覚を身につけること等は放射線利用に限らず、極めて肝要なことであり、今後の活動に求められることである。

4. 放射線取扱主任者の職務

放射線取扱主任者の職務は、放射線障害の発生の防止について監督することであり、監督する内容は、選任された事業所に関し、法令等に基づき使用者等に課されている義務が遵守されるように努めることである。

放射線取扱主任者は、誇りと責任感をもって安全管理に取り組むことが必要であり、法令の理解に努め、法令に基づく判断を自ら行ない、効率的な安全管理に努めることが必要である。また、各種学会等へ積極的に参加して情報収集を図るとともに忌憚のない意見交換が可能な人的ネットワークを作ることが肝要である。